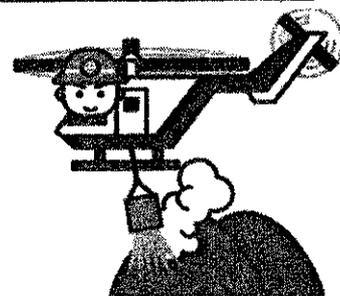


「林野火災注意報」「林野火災警報」運用開始のお知らせ

林野火災予防の実効性を高めることを目的として、令和8年1月1日から林野火災注意報、林野火災警報が運用開始となりました。

林野火災が発生した場合は、消火が困難となり大きな火災に発展しやすく非常に危険です。発令中における火の使用制限につきましては、次のとおりとなりますので、みなさまの生命や財産を守るために、ご理解とご協力をお願いします。



林野火災注意報

火の使用制限の努力義務の対象区域内の林野部分では、火入れ、たき火等の火を使用する行為を行わないよう努めなければなりません。(努力義務)

林野火災警報

火の使用制限の対象区域内の林野部分では、火入れ、たき火等の火を使用する行為を行ってはいけません。(罰則のある義務)

※林野火災警報は、火災警報のうち林野火災の予防を目的としたものであるため従前の罰則と同様、消防職員の指導に従わない場合は30万円以下の罰金または拘留に処されることが消防法に定められています。

林野部分について

畑等は林野部分に含まれない場合もありますが、焼却行為を行う際は、細心の注意を払うとともに、消火準備の徹底をお願いします。

たき火について

「屋外において裸火を使用し、火の粉が飛散する行為」が対象です。(裸火とは、覆いや囲いがなく直接空気中にさらされている火のことを指します。)

発令状況及び対象区域について

甲府地区広域行政事務組合消防本部 HP または下記のお問い合わせ先にご連絡ください。

廃棄物の屋外焼却は量の多少にかかわらず法律で原則禁止されています。例外行為の農業者が行う稲わらの焼却や、風俗習慣上の行為であっても、火災と紛らわしい行為として必ず管轄の消防署に届け出をお願いします。



甲府消防 HP QRコード



<https://www.kfd.or.jp>

お問い合わせ先:甲府地区広域行政事務組合消防本部

消防本部警防課:055-222-1269

消防本部予防課:055-222-1291

中央消防署:055-254-9119

南消防署:055-233-1490

西消防署:055-276-3825

